（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律に基づく事実調査に関する省令の一部改正）

第二十条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律に基づく事実調査に関する省令（昭和三十一年厚生省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式裏面を次のように改める。

（裏面）

<table>
<tr><td rowspan="6">相
続
人</td><td>（フ　リ　ガ　ナ）
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>性　　別</td><td>生　年　月　日</td><td colspan="2">被相続人との続柄</td></tr>
<tr><td>男　　女</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>（フ　リ　ガ　ナ）
住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（〒　　―　　）（電話　　―　　―　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">弔慰金裁定通知書の記号番号</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
</table>

上記の弔慰金が、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第２条第１項の規定の適用により戦傷病者戦没者遺族等援護法第34条第２項の規定によらないで支給を受けたものとみなされるものであることを確認されるよう申請します。

令和　　年　　月　　日

フリガナ
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

厚　生　労　働　大　臣　殿